

青少年健全育成基本法の制定を求める意見書

明日の社会を担う青少年の健全育成は、すべての国民の願いであります。しかしながら、今日我が国の相次ぐ少年の凶悪事件に見られるように、青少年の荒廃は深刻な事態に直面しています。その要因として、頻発する児童・幼児虐待事件等に象徴される家庭の崩壊、また、倫理・道徳教育を排し、人格形成の場としての役割を果たしてこなかった学校の問題も指摘されています。とりわけ、地域社会においては、露骨な性描写や残酷シーンを売り物にする雑誌、ビデオ、コミック誌等をはじめとする、性産業の氾濫、テレビの有害番組の問題等に加え、インターネット・携帯電話等の情報通信の発展とともに新しい有害環境の出現も指摘されています。この社会の現状をみると、青少年の荒廃は、我々大人が「青少年を見守り支援し、時に戒める」という義務を果たさなかった結果と言わざるを得ません。

これらの問題に対して、各都道府県の「青少年健全育成条例」が対処し、一定の効果は上げてきましたが、今日では、その限界性が指摘されています。今、求められているのは、青少年健全育成に対する基本理念や方針などを明確にし、有害環境から青少年を守るための国や地方公共団体、事業者そして保護者等の責務を明らかにし、これによる一貫性のある、包括的、体系的な法整備であります。特に「健全な青少年は健全な家庭から育成される」という原点に立ち返り、「家庭の価値」を基本理念に据えた、「青少年健全育成基本法」の制定が必要であると考えます。

以上の理由により本市議会は、政府が下記事項を講ずるよう強く求めます。

記

一日も早く「青少年健全育成基本法」を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年12月18日

鹿児島県始良市議会
議長 湯之原 一郎

衆議院議長 町村 信孝 殿

参議院議長 山崎 正昭 殿